

第9次幸田町行政改革大綱を策定しました

信頼で築く、揺るぎないまち ～住民とともに成長し、自立したまちを目指して～



▲答申文を読み上げる中根会長

平成21年3月4日(水)に、民間の知識経験者によって構成されている幸田町行政改善調査会(中根紀明会長始め8人)が、第9次行政改革大綱の答申をしました。それを受けて、平成21年度から23年度までの3ケ年の計画を策定しました。

幸田町行政改善調査会とは？

町長の諮問(意見を尋ね求めること)に応じ調査審議する機関です。

◆行政改革大綱について

「行政改革」とは、これまでの役場の仕事やそのやり方などを見直し、効率的な運営が行えるようにしていく取り組みのことです。大綱は、行政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針です。第9次行政改革について、本町では、**次の3つの視点**に立ち推進します。

視点1

◆住民の意識、視点に立った行政サービスの推進

「わかりやすく見やすい」情報提供に心掛けながら、積極的な行政情報の発信を行います。また、各種行政施策に対して幅広く意見をいただく制度や情報管理の推進、さらには、窓口機能の充実など、今一度原点に返って、住民目線に立った行政サービスを展開します。

【基本項目】

- ・ 行政情報の積極的な発信
- ・ 住民からの広範な意見集約
- ・ 窓口機能の簡素化

視点2

◆将来を見据えた、健全な財政運営の推進

今後は、重要事業の計画があることや、景気低迷による税収の減少など厳しい行政財政運営が想定されます。更なる事務事業の「選択と集中」を図ることや公共サービスの担い手のあり方について考えます。また、職員の創意工夫による自主財源の確保に努めます。

【基本項目】

- ・ 事務事業の整理合理化
- ・ 住民と行政の役割の再構築
- ・ 自主財源の確保

視点3

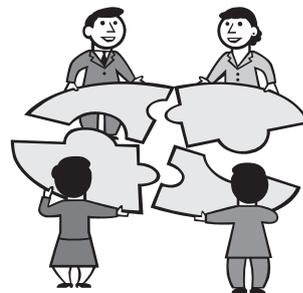
◆時代の変化に対応した人材の育成および行政体制の整備

住民との協働ができ、経営的意識・先見性・チャレンジ精神を持った職員を育成します。また、能力を最大限発揮する進化し続ける組織を築いていくため、日々の改善意欲を高めていく環境づくりを行います。

【基本項目】

- ・ 協働し、成長する人材の育成
- ・ 組織体制の改革

キーワードは、「協働」！



住民の皆さんと力を合わせて、効率的な行政を考えていきます。

■ 行政改革大綱の詳細 町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp/>) でご覧になれます。

■ 問合せ 総務防災課人事秘書G (内線323)

児童手当の申請はお済みですか？

～今まで所得オーバーで受給できなかったかたも申請を～

5月1日から、平成21年度児童手当の認定請求を受付けています。今まで所得制限額超過で手当を受給できなかったかたも、平成20年中所得での判定となるため、新たに受給できる場合があります。該当するかたは申請をしてください。

※申請月の翌月分から手当は支給されます。申請が遅れると、遅れた期間の手当は受けられませんのでご注意ください。

※現在、児童手当を受給中のかたは申請する必要はありません。



申請に必要な書類

- ①認印
- ②健康保険証（請求者のもの。お子さまのものではありません。）
- ③振込希望金融機関の通帳（請求者名義の口座）

以下は、平成21年1月1日時点で幸田町にお住まいでなかったかたのみ必要な書類

- ④平成21年度児童手当用所得証明書（平成21年1月1日時点でお住まいだった市町村から取り寄せてください。）
- ⑤その他（必要に応じて窓口でご案内します。）

※必要書類がそろっていても申請をすることはできます。申請が遅れると、さかのぼって受給できませんのでご注意ください。

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	
	国民年金加入者または年金未加入者	厚生年金などの被用者年金加入者
0人	468.0	540.0
1人	506.0	578.0
2人	544.0	616.0
3人	582.0	654.0
4人	620.0	692.0
5人	658.0	730.0



注1）所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額になります。

注2）扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額になります。

注3）この限度額にはあらかじめ8万円（社会保険料控除および生命保険料控除に相当する額としての一律控除）を加算してあります。

注4）市町村民税について控除を受けている場合は（雑損控除、医療費控除、小規模企業共済掛金控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除）所得から控除した額が審査する上での所得額となります。

◇審査の対象となる所得は、請求者本人のみの所得で、世帯合算ではありません。

◇所得は、給与所得のみのかたは源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、自営業者等で確定申告をしているかたは確定申告書の「所得金額合計」をいいます。

◇所得については、控除など細かく規定されていますので、ご自分での確認はあくまで目安としてください。受けられるにもかかわらず申請しなかった場合、さかのぼって受給することはできませんので、申請されることをお勧めします。

◇電話や窓口等で受けられるかどうかの問い合わせについてお答えすることはできません。児童手当の申請があってはじめて所得の審査をすることになります。

問合せ 児童課児童G（内線143）

平成21年度住民健診（特定健診）日程表

受付時間		午前9時～11時20分	午後1時30分～2時30分
月日	曜	会 場	会 場
5月25日	月	桐山老人憩の家	須美公民館（受付午後3時まで）
5月26日	火	里中央コミュニティホーム	里中央コミュニティホーム
5月27日	水	荻農村センター	久保田コミュニティホーム（受付午後3時まで）
5月29日	金	海谷公民館	逆川農村センター（受付午後3時まで）
6月1日	月	高齢者生きがいセンター（横落）	長嶺コミュニティホーム（受付午後3時まで）
6月3日	水	六栗公民館	上六栗老人憩の家（受付午後3時まで）
6月5日	金	高力老人憩の家	永野老人憩の家（受付午後3時まで）
6月6日	土	幸田保健センター（歯科健診含む）	幸田保健センター（受付午後3時30分まで）
6月8日	月	野場老人憩の家	新田老人憩の家（受付午後3時まで）
6月10日	水	市場公民館	市場公民館
6月12日	金	芦谷公民館（芦谷・幸田・桜坂）	芦谷公民館（芦谷・幸田・桜坂）
6月15日	月	岩堀公民館（歯科健診含む）	岩堀公民館
6月16日	火	坂崎公民館	坂崎公民館
6月17日	水	鷲田公民館	鷲田公民館
6月19日	金	大草老人憩の家	大草老人憩の家
9月25日	金	幸田町保健センター（歯科健診含む）	

注意事項

- ・ 大腸がん検診は自己負担金400円、肺がん喀痰検査は自己負担金500円です。**希望されるかたは、健診会場に直接お金をお持ちください。**当日検査方法等を詳しく説明し、容器をお渡しします。
- ・ 一部の会場で歯科健診を実施します。歯科健診を希望されるかたは、歯を磨いてからお越しください。**歯科健診のみでも受診できますので、ぜひご利用ください。**
65歳は重点歯科相談の対象年齢です。積極的に歯科健診を受けましょう！
- ・ 胸部レントゲン撮影は、「薄手で無地のTシャツまたは肌着1枚」で撮影します。スリッパやボタン、金具、刺しゅう、ワンポイント、ポケット等のある服装はご遠慮ください。ネックレスや湿布等をつけているかたは撮影前に、はずしておいてください。
- ・ **血糖値の気になるかたは、朝食を抜いて午前の会場にお越しください。**
- ・ 健診の結果は、約1か月後郵送にてお知らせします。ただし、支援が必要となるかたは、保健センターにて結果を返却します。

健康こうた21計画「熟年の人の健康づくりのために」

【個人の取り組み】

- 定期的（年1回）に健診を受けます
- 自分の病気を理解し、治療を継続し正しく薬を服用します

【周囲の支援】

- 健診を受診するよう呼びかけます



問合せ 健康課健康G（内線184）

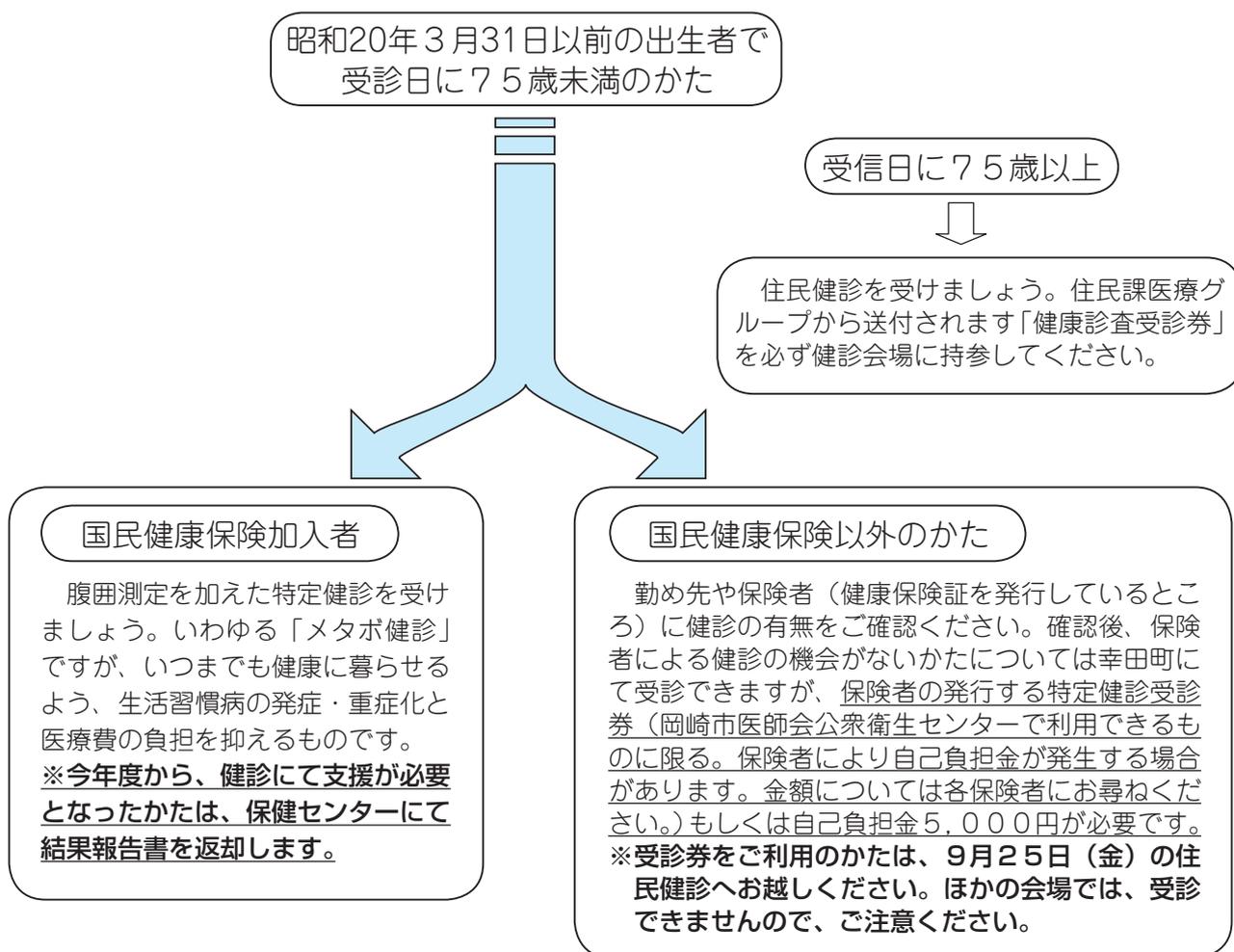
65歳以上のかたの住民健診(特定健診)が始まります

対象のかたには後日受診票等を郵送しますので受診してください。

64歳以下のかたの住民健診(特定健診)の日程につきましては、6月号広報でお知らせします。

住民健診(特定健診)を受診されるかたへ

年齢や加入している健康保険(保険証を発行しているところ)によって、健診の実施者が異なりますので、下記の内容をご確認のうえ、受診してください。



持ち物

- ・健康保険証(必ず健診会場にお持ちください。)
- ・健康診査受診券(75歳以上のみ) ※後日、住民課医療グループから送付されます。
- ・大腸がん健診(400円)・肺がん喀痰検査(500円)を希望されるかたは、健診会場にお金をお持ちください。
- ・住民健診(特定健診)受診票(問診の部分をご記入のうえ、お持ちください。)
- ・基本チェックリスト(必ず事前にご記入のうえ、お持ちください。)
※受診日に65歳の誕生日を迎えていないかたは、記入する必要はありません。
- ・健康手帳(健康手帳のないかたは当日受診会場が発行します。)

検査内容

1. 検尿
 2. 身体測定
 3. 血圧測定
 4. 問診、基本チェックリスト確認
 5. 診察(視診:口腔内含む 触診:関節可動域 打聴診など)
また基本チェックリストの判定により、反復唾液嚥下テストを実施する場合があります
 6. 血液検査(貧血、肝機能、血糖検査等)
 7. 腹囲(75歳以下のかた)
 8. 歯科健診(一部の会場で実施)
- 心電図、眼底検査については、基本チェックリストの結果や医師の判断等に基づいて実施します。
 - 定期結核健康診断(胸部レントゲン撮影)を同時実施できます。**